

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

三朝町長

### 三朝町規則第6号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三朝町職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与の支給に関する規則(昭和45年三朝町規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(扶養手当の支給)</p> <p><u>第7条 給与条例第10条第1項に規定する届出は、扶養親族届(別記様式)により行うものとする。</u></p> <p><u>第8条 職員から前条の届出を受けたときは、届書記載の扶養親族が給与条例第9条第2項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。</u></p> <p><u>2 次に掲げる者は、扶養親族とすることができない。</u></p> <p>(1) <u>民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</u></p> <p>(2) <u>その他の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等(増加恩給(公務傷病年金を含む。))又は扶助料(遺族年金を含む。)の受給者に扶養親族がある場合のその扶養親族に対する加給を除く。)の合計額が年額130万円以上であると見込まれる者(年の中途において、月額108,334円以上の所得を得るに至り、その所得が継続すると認められる者を含む。)</u></p> <p>(3) <u>身体に障害のある者の場合は、前2号によるのほか、終身労務に服することができない程度でない者</u></p> <p><u>3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合</u></p>

	<p><u>は、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。</u></p> <p><u>第9条 前条の認定を行うに当たり必要と認める場合は、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>第9条の2 扶養手当は、職員の給与が次の各号のいずれかに該当し、減額又は減給されている場合においても減額しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 給与条例第12条の規定その他法令の規定により給与を減額された場合</u></p> <p><u>(2) 三朝町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例(昭和45年三朝町条例第10号)第3条の規定により減給された場合</u></p> <p><u>第10条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u></p>
(給与の減額)	(給与の減額)
<u>第7条</u> 略	<u>第11条</u> 略
<u>第8条</u> 略	<u>第12条</u> 略
(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給)	(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給)
<u>第9条</u> 略	<u>第13条</u> 略
<u>第10条</u> 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の勤務時間数は、それぞれについて、その計算期間の全時間数(時間外勤務のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎に各別に計算した時間数)によって計算し、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、 <u>第7条</u> の規定を準用する。	<u>第14条</u> 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の勤務時間数は、それぞれについて、その計算期間の全時間数(時間外勤務のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎に各別に計算した時間数)によって計算し、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、 <u>第11条</u> の規定を準用する。
<u>第11条</u> 略	<u>第15条</u> 略
<u>第12条</u> 略	<u>第15条の2</u> 略
<u>第13条</u> 略	<u>第15条の3</u> 略
<u>第14条</u> 略	<u>第16条</u> 略
<u>第15条</u> 略	<u>第16条の2</u> 略

<p>第16条 略</p> <p>第18条 宿日直手当の支給については、<u>第9条第2項</u>及び<u>第11条</u>の規定を準用する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 略</p>	<p>第16条の3 略</p> <p>第17条の2 宿日直手当の支給については、<u>第13条第2項</u>及び<u>第15条</u>の規定を準用する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額)</p> <p>第18条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第19条 略</p>
---	--

別記様式を削る。

(三朝町職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 三朝町職員の住居手当の支給に関する規則(昭和49年三朝町規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。) <u>第10条第1項第1号</u>の別に定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者 <u>(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>給与条例第9条に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに町長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p> <p>第3条 給与条例第10条第1項第2号の別に定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。</p> <p>(権衡職員の範囲)</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。) <u>第10条の2第1項第1号</u>の別に定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者 <u>(給与条例第9条に規定する扶養親族で給与条例第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)</u>が所有する住宅及び職員の配偶者 <u>(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに町長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p> <p>第3条 給与条例第10条の2第1項第2号の別に定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。</p> <p>(権衡職員の範囲)</p>

第4条 給与条例第10条第1項第2号の別に定める職員は、三朝町職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年三朝町規則第3号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給与条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅（町が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして町長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第5条 新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、町長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として町長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第6条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

（支払の始期及び終期）

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例

第4条 給与条例第10条の2第1項第2号の別に定める職員は、三朝町職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年三朝町規則第3号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人その他町長がこれに準ずる法人と認めるものに使用される者であった者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅（町が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして町長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第5条 新たに給与条例第10条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、町長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

（確認及び決定）

第6条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

（支払の始期及び終期）

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例

第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

第10条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

（三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和45年三朝町規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 給与条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間（給与条例第11条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第9条 略</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第10条 給与条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著</p>	<p>第8条 給与条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間（給与条例第11条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第8条の3 給与条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著</p>

しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

(2) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額 (交通機関が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員 (前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 略

(交通の用具)

第11条 略

(支給日等)

第12条 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与条例第5条に規定する給料の支給日 (以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にした場合であって、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所

しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額 (同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額 (以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額 (2以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員 (前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 略

(交通の用具)

第9条 略

(支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間 (第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間 (以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給与条例第5条に規定する給料の支給日 (以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にした場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員

属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給の始期及び終期)

第13条 略

(返納の事由及び額等)

第14条 給与条例第11条第5項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年三朝町条例第18号）第2条の規定により自己啓発等休業をし、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三朝町条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「休職等となった場合」という。）

(4) 略

2 交通機関に係る通勤手当に係る給与条例第11条第5項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する

が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給の始期及び終期)

第10条 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第11条第4項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年三朝町条例第18号）第2条の規定により自己啓発等休業をし、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三朝町条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第10条の4第2項において「休職等となった場合」という。）

(4) 略

2 交通機関に係る通勤手当に係る給与条例第11条第4項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するす

<p>すべての交通機関につき、使用されるべき<u>通用期間</u>の定期券の運賃等の払い戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p> <p>(2) <u>1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えていた場合</u> 150,000円に事由発生月の翌日から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>3 給与条例第11条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 給与条例第11条第6項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第16条 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(支給できない場合)</p> <p>第17条 略</p> <p>(支給方法)</p> <p>第18条 略</p>
---

<p>すべての交通機関につき、使用されるべき<u>適用期間</u>の定期券の運賃等の払い戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p> <p>(2) <u>1箇所当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合</u>55,000円に事由発生月の翌日から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>3 給与条例第11条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 給与条例第11条第5項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第10条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(支給できない場合)</p> <p>第11条 略</p> <p>(支給方法)</p> <p>第12条 略</p>
--

(三朝町職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 三朝町職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年三朝町規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(やむを得ない事情)

第2条 給与条例第11条の2第1項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2)～(5) 略

(権衡職員の範囲等)

第5条 給与条例第11条の2第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

2 給与条例第11条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は出勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給与条例第3条第1項に規定する給料表又は三朝町教育職員の給与の特例に関する条例(令和5年三朝町条例第16号)第3条に規定する教育職給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(7) 略

(届出)

第7条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として町長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(やむを得ない事情)

第2条 給与条例第11条の2第1項及び第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2)～(5) 略

(権衡職員の範囲等)

第5条 給与条例第11条の2第3項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者とする。

2 給与条例第11条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は出勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他町長がこれに準ずる法人と認めるものに使用される者であったものから引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。)

(7) 略

(届出)

第7条 略

2 略

<p>(確認及び決定)</p> <p>第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第11条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(確認及び決定)</p> <p>第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第11条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	--

(三朝町管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 三朝町管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成7年三朝町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当を支給する職員)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務)</u></p> <p><u>第2条の2 管理職員特別勤務手当は、次の各号に掲げる勤務をした場合に支給する。</u></p> <p><u>(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく選挙に関する事務を行うための勤務</u></p> <p><u>(2) 三朝町地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により三朝町防災会議が作成するものいう。)に基づき三朝町災害対策本部又は三朝町災害警戒本部(以下この号において「本部」という。)が置かれた場合であって、災害への対応のため行う勤務(本部に配備された職員以外の職員が当該勤務を行う場合を含む。)</u></p> <p><u>(3) その他緊急の必要かつ特別の事情があり、町長が別に定める勤務</u></p> <p><u>2 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三朝町条例第14号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)においても一般的に行う次の各号に掲げる業務を行った時間は、前項の勤務をした時間から除く。</u></p> <p><u>(1) 各種資料の整理等</u></p> <p><u>(2) データの計測、機器の管理その他これに類する業務</u></p> <p><u>(3) 記念式典、表彰式、講習会その他の諸行事等</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当を支給する職員)</p> <p>第2条 略</p>

<p>への儀礼的な参加又は出席</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、直後の正規の勤務時間に処理できるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第18条第3項の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第18条第3項ただし書の別に定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>4 略</p>
--	--

(三朝町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第6条 三朝町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年三朝町規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6(第19条関係)

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4

17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32

49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39

81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46		
87	35	47	46		
88	35	48	46		
89	35	48	47		
90	36	48	47		
91	36	48	47		
92	36	48	47		
93	37	49	47		
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			

113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(三朝町職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第4条の規定による改正後の三朝町職員の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の前日に新たに三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)第3条第1項に規定する給料表又は三朝町教育職員の給与の特例に関する条例(令和5年三朝町条例第16号)第3条に規定する教育職給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。  
(三朝町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う切替日における昇格又は降格した職員の号級の特例)
- 3 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号級を切替日の前日に受けていたものとみなして三朝町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条又は第20条の規定を適用する。